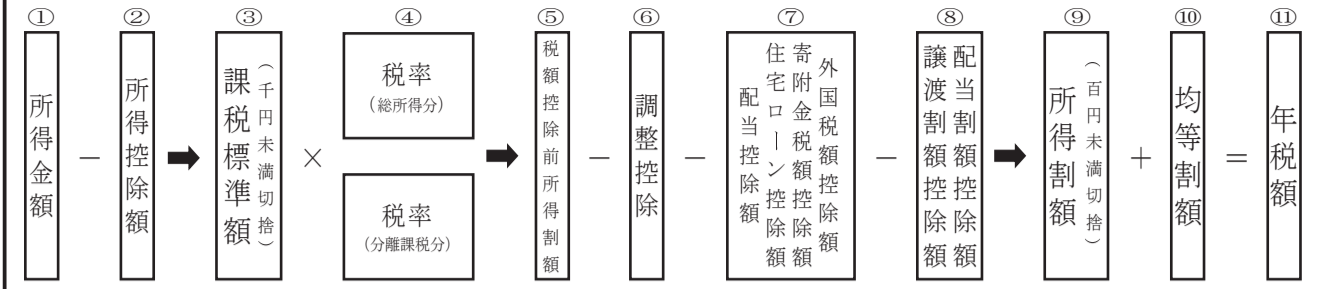


市民税・県民税の計算方法



- ① 所得金額は、収入金額から必要経費等を差し引いた金額で、(C)の営業等所得から一時所得までの各所得の合計額です。
- ② 所得控除額は、(D)の雑損控除から基礎控除までの各所得控除の合計額です。
- ③ 課税標準額は、①から②を差し引いて1,000円未満の端数を切り捨てた金額です。
- ④ 所得割の税率は、(A)の税率表を適用します。
- ⑥ 調整控除は、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除で、(E)の計算表を適用して求めた金額です。
- ⑦ 配当控除額は、配当所得(総所得分)に(F)の計算表を適用して求めた金額です。分離課税の配当等所得には適用されません。
- ⑧ 上場株式等の配当等・譲渡所得等を申告する場合、証券会社等の支払い時に特別徴収された配当割・株式等譲渡所得割額(G)を控除します。
- ⑨ 所得割額は、⑤から⑥〜⑧を差し引いて100円未満の端数を切り捨てた金額です。
- ⑩ 均等割額は、(B)の税率表の金額を適用します。
- ⑪ 年税額は、⑨所得割額と⑩均等割額の合計額です。

<市民税・県民税が非課税となる人>

- (1) 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し前年の合計所得金額が135万円以下の人、又は1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は、「全額が非課税」となります。
- (2) 前年の所得金額が次の額以下の人、「全額が非課税」又は「所得割のみ非課税」となります。

非課税範囲	判定基準となる所得	扶養親族がいらない人	扶養親族がいる人
全額	合計所得金額 ※1	45万円	35万円 × (1+同一生計配偶者及び扶養親族の数) + 21万円 + 10万円
所得割のみ	総所得金額等 ※2	45万円	35万円 × (1+同一生計配偶者及び扶養親族の数) + 32万円 + 10万円

- ※1 合計所得金額は、損益通算後の各所得(分離課税される所得は特別控除前の金額)を合算した金額です。
- ※2 総所得金額等は、合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除を適用した金額です。
- 全額が非課税となる人には納税通知書を送付しませんので、あらかじめご了承ください。

(A)所得割の税率

区分	市民税	県民税			
	総所得分	6%	4.025%		
分離課税分	短期	一般の譲渡	5.4%	3.6%	
		国・公共団体への譲渡	3%	2%	
	長期	一般の譲渡	3%	2%	
		優良住宅地(特定)	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円超	3% - 12万円	2% - 8万円	
		居住用財産(軽課)	6,000万円以下	2.4%	1.6%
		6,000万円超	3% - 36万円	2% - 24万円	
		一般株式等の譲渡	3%	2%	
		上場株式等の譲渡	3%	2%	
		上場株式等の配当等	3%	2%	
先物取引	3%	2%			

(B)均等割の税率

区分	市民税	県民税
均等割額	3,500円	1,800円

- ※次の①又は②に該当する人は、市民税均等割額が3,500円から2,000円に軽減されます。
- ① 同一生計配偶者又は扶養親族とされている人
- ② ①に該当する人を2人以上扶養している人(超過税率について)
- ・水原環境保全税として、県民税の所得割に0.025%、均等割に300円が加算されています。(令和3年度まで)
- ・東日本大震災からの復興や防災の財源確保のための臨時措置として、市民税・県民税それぞれの均等割に500円が加算されています。(令和5年度まで)

(C)所得金額

所得の種類	内容	必要経費等	所得の求め方
営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、飲食業その他の営業等から生じる所得	売上原価、租税公課、地代・家賃、給与・賃金、減価償却費	収入金額 − 必要経費等
農業	農作物の生産、農家が兼営する家畜などの飼育などの事業から生ずる所得	種苗・肥料・防虫費など、飼料費、雇人費、租税公課、農具・果樹等の減価償却費 など	収入金額 − 必要経費等
不動産	地代、家賃、土地や建物の権利金、船舶の貸付料などによる所得	修繕費、火災・損害保険料、租税公課、減価償却費、管理費、借入金の利子 など	収入金額 − (取得費 + 譲渡費用) − 特別控除額
利子	所得税が源泉徴収されない預金等の利子など(例：国外で支払われる預金等の利子)	なし	収入金額 = 所得金額
配当※1	株式又は出資の配当や剰余金の分配など	株式の取得、出資のために借り入れた負債の利子	収入金額 − 負債の利子
給与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費	給与と所得控除額	下記「別表1」参照
雑	①公的年金等の雑所得(国民・厚生年金など) ②その他(個人年金、原稿料、講演料など)	①公的年金等：公的年金等控除額 ②その他：売上原価、その年に生じた費用 など	①公的年金等：下記「別表2」参照 ②その他：収入金額 − 必要経費等
譲渡※2, 3	土地、建物、株式、機械、特許権などの譲渡による所得	購入代金、設備費、改良費などの取得費 仲介手数料、測量費、印紙代、立退料などの譲渡費用	収入金額 − (取得費 + 譲渡費用) − 特別控除額
一時※3	懸賞金、競馬等の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など	収入を得るために支出した金額	(収入金額 − 支出した金額 − 特別控除額(上限50万円)) × 1/2

- ※1 支払いの際に市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の配当等は、原則として申告不要です。申告する場合は総合課税又は分離課税を選択でき、特別徴収された税額と調整して税額を決定します。なお、総合課税の対象とした国内配当等所得については、配当控除の適用を受けることができますが、分離課税を選択した配当等所得については、配当控除の適用はありません。
- 上場株式等の配当等、譲渡所得等を申告する場合、その所得は合計所得金額に算入されます。その結果、国民健康保険料などの各種保険料が上がったり、当該申告をした人を同一生計配偶者又は扶養親族として申告できなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ※2 譲渡所得のうち、土地、建物、株式などの譲渡所得は、他のものと分離して特別の税率(税率は(A)の分離課税分参照)及び計算方法を適用します。支払いの際に市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の譲渡所得等は、原則として申告不要です。申告する場合は分離課税となり、特別徴収された税額と調整して税額を決定します。
- ※3 総合課税の譲渡所得に適用する特別控除額(上限50万円)は、まず短期譲渡所得に適用し、残額を長期譲渡所得に適用します。特別控除後の長期譲渡所得と特別控除後の一時所得それぞれに1/2を掛け、特別控除後の短期譲渡所得と合算し、総合譲渡・一時所得欄(申告書の⑩)に記入します。

(別表1) 給与と所得金額の速算表 (小数点以下四捨五入)

給与の収入金額	給与の所得金額(所得金額調整控除適用前)
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 − 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4
1,800,000円～3,599,999円	A × 2.8 − 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A × 3.2 − 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 − 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 − 1,950,000円

(別表2) 公的年金等に係る雑所得の速算表 (小数点以下四捨五入)

受給者の年齢	令和2年中の公的年金等の収入金額の合計 (ア)	公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下		公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下		公的年金等雑所得以外の合計所得金額が2,000万円超	
		(ア) - 110万円	(ア) - 100万円	(ア) - 100万円	(ア) - 90万円	(ア) - 100万円	(ア) - 40万円
65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)	330万円以下	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 85% - 68万5千円	(ア) × 85% - 58万5千円	(ア) × 95% - 145万5千円
	330万円超 410万円以下	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 85% - 68万5千円	(ア) × 85% - 58万5千円	(ア) × 95% - 135万5千円
	410万円超 770万円以下	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 85% - 68万5千円	(ア) × 85% - 58万5千円	(ア) × 95% - 125万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 95% - 145万5千円	(ア) × 95% - 135万5千円	(ア) × 95% - 125万5千円
	1,000万円以上	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 95% - 145万5千円	(ア) × 95% - 135万5千円	(ア) × 95% - 125万5千円
65歳未満(昭和31年1月2日以降生まれ)	130万円以下	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 85% - 68万5千円	(ア) × 85% - 58万5千円	(ア) × 95% - 145万5千円
	130万円超 410万円以下	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 85% - 68万5千円	(ア) × 85% - 58万5千円	(ア) × 95% - 135万5千円
	410万円超 770万円以下	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 85% - 68万5千円	(ア) × 85% - 58万5千円	(ア) × 95% - 125万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 95% - 145万5千円	(ア) × 95% - 135万5千円	(ア) × 95% - 125万5千円
	1,000万円以上	(ア) × 75% - 27万5千円	(ア) × 75% - 17万5千円	(ア) × 75% - 7万5千円	(ア) × 95% - 145万5千円	(ア) × 95% - 135万5千円	(ア) × 95% - 125万5千円

所得金額調整控除

- 次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合ア、本人が特別障害者に該当するイ、年齢23歳未満の扶養親族を有するウ、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
給与等の収入金額(上限1,000万円) × 10%
- ② 給与と除税後の給与等の金額と公的年金等雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合
給与と所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等雑所得の金額(上限10万円) − 10万円
※①の適用がある場合は①により控除した残額から控除します。

(D)所得控除

控除の種類	内容	要件・控除額	人的控除額の差
雑損	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族(前年の総所得金額等が48万円以下)が災害や盗難、横領により損害を受けた場合	①損害金額−保険等により補てんされた額−(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額−保険等により補てんされた額−50,000円) ※①②の多い方の額	控除額
医療費等	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の医療費等を支払った場合 ※①又は②のどちらかを選択して申告することができます。 ①は従来の医療費控除 ②は薬局等で購入した特定一般医薬品等の医療費控除	① 一般の医療費控除(限度額200万円) 支払った医療費−保険等により補てんされた額 − (下記ア、イのいずれか少ない方の額 / 総所得金額等の0.5% イ 10万円) ② セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 特定一般医薬品の額−保険等により補てんされた額 − 12,000円(限度額88,000円)	人的控除額の差
社会保険料	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合	支払った保険料の合計額	
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法の年金加入者掛金(企業型、個人型)を支払った場合	支払った掛金の合計額	
生命保険料	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の生命保険契約等に係る保険料、個人年金契約に係る保険料、及び介護医療契約に係る保険料を支払った場合	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について下記「別表3」により算出した額(限度額 70,000円)	
地震保険料	地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	下記「別表4」により算出した額(限度額 25,000円)	
障害者	あなたや、同一生計配偶者その他の扶養親族が障害者の場合 ※16歳未満の扶養親族も含まず	①障害者 26万円 身体障害者、戦傷病者、精神障害者保険福祉手帳の発行を受けている人など ②特別障害者 30万円 特に重度の障害がある人(身体・2級、精神1級、療育A1・A2など) ③同居特別障害者 53万円 特別障害者である同一生計配偶者その他の扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合	①10,000円 ②100,000円 ③220,000円
寡婦	以下の①または②に該当し、ひとり親に該当しない人 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明な人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です	26万円	10,000円
ひとり親	婚姻歴や性別に関わらず、現に婚姻をしていない人で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です	30万円	(母) 10,000円 (父) 50,000円
勤労学生	あなたが勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、勤労によらない所得が10万円以下である場合	26万円	10,000円
配偶者	あなたの前年の合計所得金額が41,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が48万円以下)を有する場合	下記「別表5」参照 ※(青色)事業従事者や他の人に扶養されている人は除きます	下記「別表5」参照
配偶者特別	あなたの前年の合計所得金額が41,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が48万円超133万円以下)を有する場合	下記「別表5」参照 ※(青色)事業従事者や他の人に扶養されている人は除きます	下記「別表5」参照
扶養	あなたが、生計を一にする扶養親族(前年の合計所得金額が48万円以下)を有する場合	下記「別表6」参照 ※(青色)事業従事者や他の人に扶養されている人は除きます	下記「別表7」参照
基礎	全ての人に適用される控除	納税義務者の合計所得金額	
		2,400万円以下	2,400万円超、450万円以下
		450万円超、29万円	450万円超、15万円
		2,500万円超	0万円
			50,000円

(別表3) 生命保険料控除額計算表

新生命保険料の支払額	円	左の金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	① (限度額28,000円) 円	計 ①+②	③ (限度額28,000円) 円
旧生命保険料の支払額	円	左の金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	② (限度額35,000円) 円	②と③のいずれか大きい金額	イ (限度額28,000円) 円
新個人年金保険料の支払額	円	左の金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	④ (限度額28,000円) 円	計 ④+⑤	⑥ (限度額28,000円) 円
旧個人年金保険料の支払額	円	左の金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	⑤ (限度額35,000円) 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	ロ (限度額28,000円) 円
介護医療保険料の支払額	円	左の金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	⑦ (限度額28,000円) 円		ハ (限度額28,000円) 円
計算式Ⅰ(新保険料用)		計算式Ⅱ(旧保険料用)		生命保険料控除額(イ+ロ+ハ) (限度額70,000円) 円	
支払額	控除額の計算式	支払額	控除額の計算式		
～12,000円	支払保険料の全額	～15,000円	支払保険料の全額		
12,001円～32,000円	支払保険料×2分の1+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×2分の1+7,500円		
32,001円～56,000円	支払保険料×4分の1+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×4分の1+17,500円		
56,001円～	28,000円(限度額)	70,001円～	35,000円(限度額)		

(別表4) 地震保険料控除額計算表

地震保険料の支払額	ア 円	旧長期損害保険料の支払額	イ 円
地震保険料控除額	(ア)の金額 × 1/2 (限度額25,000円) 円		(イ)の金額が5,000円を超える場合は (イ)の金額 ÷ 2 + 2,500円 (限度額25,000円) 円

地震保険料及び旧長期損害保険料の両方の支払額が2つ以上ある場合は、市役所へお尋ねください。

(別表5) 配偶者控除・配偶者特別控除

合計所得金額	配偶者の合計所得金額											
	48万円以下	48万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下		
配偶者控除	一般	33万円	38万円	33万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	老人※											
あな な の 合 計 所 得 金 額	900万円以下	33万円	38万円	33万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	22万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	11万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

※控除対象配偶者のうち、昭和26年1月1日以前生まれの人

(別表6) 扶養控除

年少(平成17年1月2日以降生まれ)	特定(平成10年1月2日以降平成14年1月1日以前生まれ)	老人(昭和26年1月1日以前生まれ)		その他(左記以外生まれ)
		同居老親等	同居老親等以外	
0円	45万円	45万円	38万円	33万円

税額控除

(E) 調整控除 (市役所が計算しますので申告書の記入は不要です)

合計課税所得金額	控除額の求め方		(*) <人的控除額の差の合計額> 所得税と市民税・県民税における、基礎控除・配偶者(特別)控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の差額を合計した金額
200万円以下の場合	ア 人的控除額の差の合計額 (*) イ 合計課税所得金額	ア、イのいずれか少ない額 × 5% (市3%、県2%)	
200万円超の場合	人的控除額の差の合計額 (*) − (合計課税所得金額 − 200万円) × 5% (市3%、県2%) ※下線部分の計算が5万円を下回る場合は5万円として計算します		

※合計所得金額が2,500万円超の人は適用外です。

(F) 配当控除 (申告書の記入不要、配当の書類添付・提示要)

種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(H) 住宅ローン控除 (表面6の欄に記入 (年末調整、確定申告で申告済みの方は申告不要です))

- 平成21年から令和3年度までに居住を開始した人で、前年の所得税控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、右のA又はBの方法で求めた金額が市民税・県民税から控除されます。
- A 平成26年3月までに居住を開始した人
次の1又は2のいずれか少ない金額(限度額97,500円)
1 住宅ローン控除可能額−所得税額
2 所得税の課税総所得金額等の5%
- B 平成26年4月以降に居住を開始した人
次の1又は2のいずれか少ない金額(限度額136,500円)
1 住宅ローン控除可能額−所得税額
2 所得税の課税総所得金額等の7%
※住宅の対価等の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%に該当しない場合は左のAを適用

(I) 寄附金税額控除 (表面5の該当する欄に支払額を記入、領収書の添付・提示要)

寄附金の種類	寄附金の金額	市民税
--------	--------	-----